

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R6.4.1	R6.4.12	固定資産税路線価算定のための不動産鑑定評価書	4	1						1	1	1		1					鑑定評価書…①不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影について偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。 ②取引事例の地積、取引時点について公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められ、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	主税局渋谷都税事務所固定資産税課
2	R6.4.1	R6.4.15	固定資産税路線価算定のための不動産鑑定評価書	4	1						1	1	1		1					鑑定評価書…①不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影について偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。 ②取引事例の地積、取引時点について公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められ、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	主税局品川都税事務所固定資産税課
3	R6.4.2	R6.4.12	標準宅地番号01-238に係る令和6基準年度路線価等算出表	1	1																主税局中央都税事務所固定資産税課
4	R6.4.2	R6.4.12	標準宅地番号01-238に係る令和6基準年度標準宅地の鑑定評価書	4	1						1	1	1		1					【「標準宅地価格評価の内訳(その1)」の地積及び取引時点】…①偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため(東京都情報公開条例第7条第4号に該当)。 ②公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号に該当)。 ③公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため(東京都情報公開条例第7条第3号に該当)。 ④公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られない恐れがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号に該当)。	主税局中央都税事務所固定資産税課
5	R6.4.4	R6.4.18	不動産鑑定評価書及び価格算定補足資料	63	1						1	1	1		1					鑑定評価書…①不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の印影について偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。 ②取引事例の地積、取引時点について公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められ、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	主税局港都税事務所固定資産評価課
6	R6.4.15	R6.5.2	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、千代田都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	250	1																主税局千代田都税事務所法人事業税課
7	R6.4.15	R6.5.2	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	386	1																主税局中央都税事務所法人事業税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R6. 4. 15	R6. 5. 2	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	396	1															主税局港都税事務所法人事業税課
9	R6. 4. 15	R6. 5. 2	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、新宿都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	296	1															主税局新宿都税事務所法人事業税課
10	R6. 4. 15	R6. 5. 2	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、台東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	152	1															主税局台東都税事務所事業税課
11	R6. 4. 15	R6. 5. 2	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、品川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	142	1															主税局品川都税事務所事業税課
12	R6. 4. 15	R6. 5. 2	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	421	1															主税局渋谷都税事務所事業税課
13	R6. 4. 15	R6. 5. 2	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	189	1															主税局豊島都税事務所事業税課
14	R6. 4. 15	R6. 5. 2	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	136	1															主税局荒川都税事務所事業税課
15	R6. 4. 15	R6. 5. 2	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	96	1															主税局八王子都税事務所事業税課
16	R6. 4. 15	R6. 5. 2	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和6年2月29日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。①設立年月日②法人名③主たる所在地④代表者名⑤資本金の額⑥業種	152	1															主税局立川都税事務所事業税課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。